

【リハビリテーションセンター】

(1) 現状と課題

- リハビリテーションセンターは、平成6年10月の開設以来、回復期を中心としたリハビリテーション医療、リハビリテーション医療専門職に対する研修、福祉用具・住宅改修に関する障害者等への生活支援や研究開発、リハビリテーションに関する技術指導等を行ってきた。
- 障害のある人たちが地域でできるだけ自立し生活していくためには、退院後の生活期リハビリテーションの充実が重要である。また、自立支援、介護負担の軽減には福祉用具の活用が必要であり、介護保険関係施設や障害者関係施設職員等の知識・技術向上及び相談・支援体制の整備が課題になっている。
- 難病や高次脳機能障害に対する相談・支援体制の更なる充実が必要であり、地域での生活支援や就労支援が課題になっている。

- ① リハビリテーションセンターは、平成6年10月に開設し、済生会金沢病院等との連携により、回復期を中心とした専門的なリハビリテーション医療を実施するとともに、生活期においては障害者等の社会復帰や自立した生活を送るための福祉用具や住宅改修に対する相談、研究・開発、リハビリテーションに関する地域活動支援等を行い、さまざまな障害のある方々の社会復帰のため、地域の関係機関・施設との連携のもとで専門的かつ総合的なリハビリテーションの実施を目指している。
- ② 難病患者・家族の相談・支援の拠点として、平成18年度にリハビリテーションセンター内に難病相談・支援センターを設置し、医療やリハビリテーション等の相談に応じるとともに、患者・家族の交流会、ボランティアの育成、関係者研修会等を行っており、今後もその充実が必要である。
- ③ 交通事故や脳血管疾患等により記憶障害や注意障害などが生じ、社会生活への適応が困難になる高次脳機能障害者に対して相談・支援を実施するため、平成19年度にリハビリテーションセンター内に高次脳機能障害相談・支援センターを設置した。これら高次脳機能障害に対し、患者・家族に対する相談・支援や関係者の研修会等を行っており、今後もその充実が必要である。

(2) 対策

- リハビリテーションセンターのリハビリテーション医療については、済生会金沢病院が指定管理者として実施する。
- 市町職員や介護保険関係施設、障害児・者関係施設等の職員に対しリハビリテーションに関する知識、技術や福祉用具に関する研修等を行うとともに、関係機関の連携の強化を図るため、地域リハビリテーション推進事業を実施する。
- リハビリテーション医療の強化及び福祉用具に関する技術支援、研修をさらに充実させるため、リハビリテーションセンターの福祉用具や医療機器等を充実させるとともに、障害児・者の自立活動・社会参加を促進するため、県内のリハビリテーションに携わる人材育成に取り組む。
- 難病相談・支援センター及び高次脳機能障害相談・支援センターを設置し、難病患者と高次脳機能障害者に対する相談、支援、リハビリテーション体制の充実を図る。

①リハビリテーション医療の充実

指定管理者である済生会金沢病院は、障害の特性に応じたリハビリテーション医療を提供するとともに、研修の実施等による職員の資質向上等により、専門的な医療の提供を推進する。

②地域リハビリテーションの推進

高齢者、障害児・者等の在宅及び施設における生活期リハビリテーションの充実に目的に、日常生活や就学、就労等の自立支援、福祉用具の活用方法等に関する知識・技術の向上と、市町職員や介護保険関係施設、障害児・者関係施設等の職員に対する研修等を行い、自立を視点においたリハビリテーションの普及啓発や、リハビリテーション専門職との身近な関係づくりの強化を図り、地域リハビリテーションを推進する。

③研修機能の強化

県内のリハビリテーションに携わる人材育成のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職に対する専門研修を実施するとともに、リハビリテーションセンターに高度な福祉用具や医療機器等を整備し、市町や関係施設の職員、福祉用具相談専門員等に対しても福祉用具活用のための知識・技術に関する研修を強化する。

④難病患者、家族の相談・支援の充実を図るため、今後とも難病相談・支援センターの充実を図るとともに、医療機関や介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携をさらに推進する。特に、学校やハローワーク、障害者就業生活支援センターとの連携を強化し、難病患者の就学、就労支援を強化する。

- ⑤高次脳機能障害者家族の相談・支援の充実を図るため、高次脳機能障害相談・支援センターの充実を図るとともに、関係機関との支援ネットワークを構築する。また、障害福祉サービスによる支援が困難な高次脳機能障害者に対する支援を行い、支援手法の確立に努めるとともに、医療、福祉関係者等に対する研修を行い、関係機関で適切な支援が行われるよう体制整備を行う。

○地域リハビリテーションとは

障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

(日本リハビリテーション病院・施設協会)

高齢者や障害児・者が住み慣れた地域で安全にその人らしく生活ができるようにするためには、日常生活圏域においてリハビリテーションの提供が受けられる仕組みが必要である。

そのためには、①介護予防、障害の発生・進行予防の推進、②急性期・回復期・生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制整備、③ライフステージにそった適切な総合的リハビリテーションサービスの提供といった視点が重要であり、関係機関が連携して取り組む必要がある。

県リハビリテーションセンターでは、地域リハビリテーション推進のため、関係機関の職員等への研修、地域住民からの日常生活や社会活動についての相談対応、自立支援等を行っているが、今後の高齢化の更なる進行や県内各地域の課題を踏まえて、関係施策の充実が必要となっている。